



水道料金収納などの業務を 民間事業者に委託します

市では、水道サービスの向上、水道業務の経営の効率化を図るため、平成21年3月2日（月）から水道メーターの検針から料金の収納にいたる一連の業務を民間事業者に委託します。

今後は、委託先である株式会社タカダの従業員が、窓口での受付・料金収納業務、水道の開閉栓などの業務を行います。

なお、業務委託に伴う利用者の皆さんの手続きはありません。

くわしいことは、上水業務課（93局0151番）へ、お問い合わせください。

委託先 株式会社タカダ

受付日時 月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（祝日、年末年始を除く）

受付窓口 上水業務課内（一宮庁舎2階）

業務内容 ①窓口、各種問い合わせ受付業務②引越しなどによる開栓（使用開始）、閉栓（使用中止）業務など③水道メーターの検針業務④水道料金などの請求から収納までの業務

委託期間 平成21年3月2日から24年2月29日まで

その他 委託会社の社員や検針員が訪問する際は、委託会社指定の制服を着用し、市が発行した身分証明書を携帯しています。また、個人情報保護対策については、万全を期します

無料市民相談が 充実します

市では、平成21年4月から消費生活相談窓口の開設日時を大幅に拡大します。また、弁護士による多重債務者の相談窓口を新設しま

防犯対策に対する補助金の交付が 終了します

平成20年4月1日から21年3月31日までに防犯対策として実施する防犯用品の購入、取り付けなどに対して、補助金を交付しています。なお、この補助制度は、平成20年度で終了となります。

くわしいことは、生活活性課（89-2149）へ、お問い合わせください。

対象 市内に居住し、市に住民登録または外国人登録がある世帯の世帯主（1世帯につき1回限り。過去に補助を受けられた世帯は、対象となりません）で、センサーライト、防犯ジャリ、車両盗難防止装置などを購入、取り付け、交換された方

補助金額 費用の2分の1の額（100円未満切り捨て）。ただし、5,000円を限度とする

申し込み 平成21年4月10日（金）まで受け付け。印鑑、防犯対策費用の内容が分かる書類（領収書など）、振込先の通帳を持参して生活活性課（北庁舎2階）へ

す。

いずれも相談は無料で、相談者のプライバシーは厳守されます。安心してご相談ください。

くわしいことは、商工観光課（89局2119番）へ、お問い合わせください。

■消費生活相談窓口および多重債務相談窓口

悪質商法や商品・サービスに関するトラブルや多重債務でお困りの方はご相談ください。

日時 月曜日から金曜日までの午前9時から正午までと午後1時から4時まで（祝日、年末年始を除く）

会場 市役所市民相談室（北庁舎4階）

申し込み 直接、会場へ

その他 電話（89局2104番）での相談も受け付けます

■弁護士による多重債務者無料相談窓口

多重債務でお困りの方はご相談ください。

日時 毎月第1月曜日の午前9時から正午まで（祝日、年末年始を除く）

会場 市役所市民相談室（北庁舎4階）

春の火災予防運動

3月1日～7日

「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」

3月1日から7日まで、「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」を統一標語に、春の火災予防運動が全国一斉に繰り広げられます。

平成20年中の市内の火災発生件数は75件でした。その内訳は、「建物火災」が34件、「車両火災」が11件、「林野火災」が1件、「その他の火災」が29件でした。19年中と比較すると、総件数は9件の減少で、建物火災が5件、車両火災が1件、林野火災が1件、その他の火災が2件減少しました。

ただ、建物火災34件のうち、住宅火災が16件で47・1割を占めています。ご家庭での火気やたばこ



の吸い殻などの取り扱いについて、もう一度確認しましょう。

なお、条例により、住宅用火災警報器の設置と維持が義務付けられています。火災の早期発見と避難のために、設置と維持に努めてください。

くわしいことは、消防本部予防課（89局9682番）へ、お問い合わせください。

パブリックコメント手続

ご意見をお寄せください

「パブリックコメント手続」により、「豊川市民病院改革プラン」に対するご意見を募集しています。募集期間は、2月15日から3月16日までです。

内容の詳細については、市民病院庶務課をご覧ください。また、一宮総合支所、音羽・御津支所、東部・西部窓口センター、豊川・御油・牛久保・八南の各公民館でもご覧いただけます。ホームページにも掲載しています。市ホームページにも掲載しています。市民病院庶務

浜松・東三河フェニックス ホームゲームを開催

市民体育課 ☎88-8036

プロバスケットボールbjリーグ所属の浜松・東三河フェニックスが、琉球ゴールデンキングスを迎え、総合体育館でホームゲームを行います。

日時 3月21日（土）午後6時30分開始
▷3月22日（日）午後2時開始

入場料 下表のとおり

前売券 サークルK、サンクス、ファミリーマート、チケットぴあ（〈0570〉02-9999・Pコード593-011）、ローソンなどで発売中

シート区分		前売券	当日券
指定席 (1階)	SS席	6,500円	7,000円
	S席	5,500円	6,000円
	A席	4,500円	5,000円
エリア 指定席 (1階)	一般席	3,500円	4,000円
	小・中学生、 高校生	2,500円	3,000円
自由席 (2階)	一般席	2,000円	2,500円
	小・中学生、 高校生	1,000円	1,500円

課（86局1111番）へ、お問い合わせください。

3月1日（日）から

「きららの里」の 利用予約を受け付け

3月1日（日）から、野外センター「きららの里」（北設楽郡設楽町）の利用予約を受け付けます。

くわしいことは、野外センター「きららの里」（0536）62局2555番へ、お問い合わせください。

開設期間 4月28日から11月30日まで（無休）

予約方法 利用日の3か月前から受け付け。午前8時30分から午後

5時15分までに、電話で、野外センター「きららの里」へ。ただし、4月28日から6月1日までが利用期間の初日となるものは、3月1日（日）に受け付け

対象 市内外を問いません（中学生以下の方が利用する場合は、成人の保護者の同伴が必要）
利用制限 小学校が野外教育活動実施中は、バーベキュー広場と屋根付広場の利用はできません

その他 自炊の宿泊施設です。施設内に、売店、食堂はありません。また、ペット連れでの利用はできません。なお、3月1日（日）からホームページ（<http://www.t.occn.ne.jp/~shitarara/>）で予約状況の確認ができるようになります

知っておきたい

福祉の助成制度と手当制度

市では、福祉の充実を図るために、医療費の助成制度や障害者手当制度を実施しています。
くわしいことは、各担当課へ、お問い合わせください。

医療費の助成制度

保険年金課 89 - 2164

事業名	対 象	助 成 額	手 続 き
後期高齢者福祉医療費支給事業	後期高齢者医療制度の被保険者で次のいずれかに該当する方 ①一定の障害をお持ちの方（身体障害者手帳1～3級、腎臓機能障害4級、進行性筋萎縮症4～6級、療育手帳A・B判定、自閉症状群と診断された方） ②精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 ③所得が一定基準以下の母子家庭等の親 ④寝たきりの方（3か月以上継続して寝たきりで世帯の生計中心者が非課税の方）	保険証とともに後期高齢者福祉医療費受給者証を医療機関の窓口で提示することにより、保険診療の自己負担分が無料	お手元に受給者証のない方は、保険証と手帳の、（自閉症状群の方は医師の診断書）をお持ちのうえ、保険年金課へ
福祉給付金支給事業	ひとり暮らしで、市民税が非課税の昭和9年9月30日以前に生まれた方。なお、ひとり暮らしとして認められるには、一定の基準を満たしていることが必要です	医療機関で支払った自己負担額の2分の1（保険診療以外の実費は含まれません。高額医療費の支給を受けた場合は、その額を控除した金額）	保険証、印鑑、金融機関の振込先の分かるもの、非課税証明書をお持ちのうえ、保険年金課へ

※このほかに、子ども医療費・母子家庭等医療費・精神障害者医療費・障害者医療費の支給事業があります。

障害者手当制度

福祉課 89 - 2131

手当名	対 象	支 給 額 など
特別障害者手当	重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方で、一定の要件に該当する20歳以上の方。なお、施設（介護老人保健施設、介護療養型医療施設を含む）に入所したり、3か月を超えて入院している方は除きます	月額26,440円 この手当を受けられる方のうち①身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の合併の方には、月額7,090円②身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A判定の方には、月額1,090円——が加算して支給されます
障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする方で、一定の要件に該当する20歳未満の方。なお、施設に入所したり、障害を事由にした年金受給者は除きます	月額14,380円 この手当を受けられる方のうち①身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の合併の方には月額7,160円②身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A判定の方には、月額1,160円——が加算して支給されます
在宅重度障害者手当	上記の手当が受けられない重度の障害があり、次にあげる一定の要件に該当する方が対象です。 ①身体障害者手帳1・2級と療育手帳A判定の合併の方 ②身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A判定の方 ③身体障害者手帳3級と療育手帳B判定の合併の方 なお、施設（介護老人保健施設、介護療養型医療施設を含む）に入所している方、65歳以上で新たに手帳を取得された方は除きます	左欄①の方は、月額16,100円 左欄②・③の方は、月額7,000円
障害者のしあわせを高める手当	身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。なお、施設（介護老人保健施設、介護療養型医療施設を除く）に入所している方は除きます	年齢と等級に応じ、月額1,000円から3,000円まで。旧一宮地域を対象とした特例措置は、平成21年3月末で廃止になります
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の障害者の保護者の方（障害者手帳をお持ちでない方の保護者も申請できます）。 ①療育手帳A判定程度または身体障害者手帳1・2級程度の方 ②療育手帳B判定程度または身体障害者手帳3級程度の方 児童が施設に入所した場合は、資格喪失となります	左欄①の方は、月額50,750円 左欄②の方は、月額33,800円

※上記の障害者手当制度には、所得による制限があります。